

指定障害福祉サービス事業者等 代表者様

柏原市健康福祉部福祉指導監査課

平成31年4月以降の各種加算等の届出等に関するお知らせについて（通知）

日頃から本市の障害福祉施策等の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

標記について、平成31年4月以降の各種加算等については、平成30年度の利用者数の実績等に応じて、各種加算等の見直しが必要になる場合があります。

つきましては、下記の内容をご確認いただき、所定の期日までに必要書類をご提出いただきますようお願いいたします。

記

1. 平成30年度の利用者数の実績等に応じて見直しが必要な加算等の届出について

各種加算等において、年度毎に算定要件を満たしているかどうかの確認が必要な加算等を算定している事業所におかれては、平成31年4月以降も引き続き各種加算等が算定できるか各事業所において見直しを行ってください。

見直しを行った結果、平成31年4月以降の加算区分に変更が生じる事業所におかれましては、平成31年4月15日（月）までに福祉指導監査課へ必要書類を提出して下さい。（平成30年度の加算区分から変更がない場合は提出不要です。）必要書類等は、各サービスのホームページ内に掲載しております。

《例1》就労移行支援体制加算

※前年度における一般就労した利用者の定着率に応じて見直しが必要となる加算

《例2》人員配置体制加算、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算、夜勤職員配置体制加算、夜間支援体制加算、移行準備支援体制加算（I）など

※前年度の利用者数の実績などに応じて見直しが必要となる加算

《例3》指定就労継続支援A型、指定就労継続支援B型における基本報酬区分

※利用者1日あたりの平均労働時間、障害者に支払う平均工賃等に応じて見直しが必要

2. サービス管理責任者の研修受講に係る猶予措置の終了について

障害福祉サービス事業における「サービス管理責任者」は、実務経験要件と研修修了要件（「サービス管理責任者研修」と「相談支援従事者初任者研修」）の両方を満たす必要があります。

新規に事業を開始する場合、研修修了要件に係る猶予措置については、平成31年3月31日をもって終了しますのでご注意ください。

詳しくは、以下の大阪府ホームページをご覧ください。

http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/jiritsu_top/yuuyosochisyuuryousy.html

3. サービス管理責任者の資格要件弾力化特区の廃止について

現在、大阪府では、構造改革特別区域法に基づく「サービス管理責任者の資格要件弾力化特区（以下「特区」という。）」の認定を受けております。この特区は、大阪府知事等がサービス管理責任者の確保が困難なことから障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい福祉サービスの遂行が困難であると認める場合に、サービス管理責任者の資格要件に係る実務経験年数を緩和することができるものとされております。

この度、相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修制度の全体的な見直しを実施されることに伴い、平成31年の夏ごろに当該特区が廃止される予定です。

現在、特区の適用を受けて指定障害福祉サービス事業を実施されている事業所の取扱いについては、厚生労働省から通知があり次第お知らせしますので、ご注意ください。

柏原市健康福祉部福祉指導監査課

TEL 072-971-5202

FAX 072-971-1801